

## 尼崎市ふるさと納税推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的として、尼崎市へふるさと納税を行った個人（以下「寄附者」という。）に対して返礼品又は電子ポイントの贈呈を行う、尼崎市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 尼崎市に対し、「あまがさき“未来へつなぐまちづくり”応援寄附金」として、寄附金申込書（様式第1号）又は、ふるさと納税の情報やサービスを集約した、ウェブ利用の起点となるウェブサイトにより寄附を行うことをいう。
- (2) 協力企業 第6条第1項及び第2項の規定による承認を受けた企業等をいう。
- (3) 委託事業者 尼崎市との間で事業に係る事務及び関連業務についての委託契約を締結した事業者をいう。
- (4) 返礼品 協力企業が取り扱う商品又はサービスで、第6条第1項又は第7条第1項の規定による承認を受けたものをいう。
- (5) 電子ポイント クレジットカード決済等サービス提供者が利用可能とする決済手段による方法で行われた寄附に対し付与されるもので、第6条第2項又は第7条第1項の規定による承認を受けた協力企業が取り扱うサービスの対価として使用することができるものをいう。
- (6) ポータルサイト ふるさと納税の情報やサービスを集約した、ウェブ利用の起点となるウェブサイトのことをいう。

### (返礼品の贈呈等)

第3条 市長は、市外に住所を有する者のうち、1回当たりのふるさと納税額が5,000円以上の寄附者で、返礼品の贈呈を希望する者に対し、別表1に掲げる寄附金額の区分に応じて、同表に定める金額の返礼品を当該寄附者に贈呈するものとする

- 2 寄附者は、贈呈される返礼品を寄附金額に応じて選択することができる。この場合において、寄附金額の範囲内で返礼品を複数選択することも可能とする。
- 3 第1項の規定による返礼品の贈呈は、協力企業が返礼品を寄附者に送付すること等により行うものとする。この場合において、送付等に要する費用のうち、商品代またはサービス実施にかかる経費は当該送付等を行う協力企業が負担し、配送費は委託事業者が負担するものとする。
- 4 委託事業者は、前項の規定により協力企業が寄附者に対し返礼品を送付等したことを確認したときは、その旨を市長に報告するとともに、当該協力企業が送付等した別表1に掲げる返礼品の金額（以下「負担金」という。）に、配送費を加えた合計額（以下「調達経費」という。）を請求するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、委託事業者に対し、調達経費を支払うものとする。なお、調達経費のうち負担金については、委託事業者から協力企業へ支払うものとする。

### (電子ポイントの贈呈等)

第4条 市長は、市外に住所を有する者のうち、1回あたりのふるさと納税額が5,000円以上の寄附者で、電子ポイントの贈呈を希望する者に対し、別表2に掲げる寄附金額の区分に応じ、同表に定める電子ポイントを贈呈するものとする。

- 2 市長は、役務の提供を行った協力企業が、その対価として電子ポイントの利用を受けた場合、当該協

力企業に対し、1ポイント利用分につき1円の負担金を支払うものとする。

3 その他、電子ポイントに関し必要な事項は別に定める。

(返礼品と電子ポイントの双方を希望する者の取扱)

第5条 返礼品の贈呈と併せて、電子ポイントの贈呈を希望する者については、別表1に掲げる区分に応じた寄附金額の下限額と別表2に掲げる区分に応じた寄附金額の合計が、寄附を受ける金額の範囲内である場合に限り、別表1及び別表2に掲げる区分をそれぞれ選択させることができる。この場合においては、同表の選択された区分の右欄に定める金額の返礼品及び電子ポイントを贈呈するものとする。

(協力企業及び返礼品の承認等)

第6条 市内に事業所等がある企業又は個人事業者等で、第3条第3項に規定する方法による返礼品の贈呈を行う企業等として事業への参加を希望する者は、地方税法第37条の2第2項第2号及び同法第314条の7第2項第2号に該当する贈呈の対象となる商品等(以下「対象商品」という。)とともに市長の承認を受けなければならない。ただし、市内に事業所等がある企業又は個人事業者等が対象商品の提供を行うことが困難である場合は、市外に事業所等がある企業又は個人事業者等による事業への参加の希望を認めるものとする。

2 市内に事業所等がある企業又は個人事業者等で、第4条第1項に規定する方法による電子ポイントの使用ができる企業等として事業への参加を希望するものは、電子ポイントを使用することにより提供される対象商品とともに市長の承認を受けなければならない。ただし、この場合の対象商品は役務の提供に限るものとする。

3 第1項及び前項の規定による承認(以下「参加承認」という。)の申請は、様式第2号及び委託事業者が指定するウェブサイト又は所定の様式において行うものとする。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を精査し、事業に参加する企業等及び対象商品として適当であると認めるときは、前項のウェブサイト又は口頭その他の方法により企業等に通知するものとする。

5 協力企業及び対象商品の承認期間は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、第8条の規定による辞退、又は第9条の規定による取り消しがなされない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様の扱いとする。

(内容変更の承認等)

第7条 協力企業は、参加承認を受けた対象商品について、その内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第3項、第4項及び第5項の規定は、変更承認を受けることのできる対象商品について準用する。この場合において、第4項中「企業等」とあるのは「協力企業」と読み替えるものとする。また、第5項中「承認期間」とあるのは「変更承認期間」と読み替えるものとする。

(事業参加又は返礼品の提供の辞退)

第8条 協力企業は、事業への参加を辞退又は一部の返礼品の提供の辞退をしようとするときは、口頭その他の方法により、速やかに市長に申し出なければならない。

(参加承認又は変更承認の取消し)

第9条 市長は、協力企業または対象商品が事業にふさわしくないと認められる場合は、参加承認又は変更承認を取り消すことができるものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行し、平成25年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行し、平成29年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行し、平成30年度のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日以降のふるさと納税から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日以降のふるさと納税から適用する。

別表 1

区分	寄附金額	返礼品の価格
1	5,000円	1,000円 ~ 1,500円
2	6,000円	1,501円 ~ 1,800円
3	7,000円	1,801円 ~ 2,100円
4	8,000円	2,101円 ~ 2,400円
5	9,000円	2,401円 ~ 2,700円
6	10,000円	2,701円 ~ 3,000円
7	11,000円	3,001円 ~ 3,300円
8	12,000円	3,301円 ~ 3,600円
9	13,000円	3,601円 ~ 3,900円
10	14,000円	3,901円 ~ 4,200円
11	15,000円	4,201円 ~ 4,500円
12	16,000円	4,501円 ~ 4,800円
13	17,000円	4,801円 ~ 5,100円
14	18,000円	5,101円 ~ 5,400円
15	19,000円	5,401円 ~ 5,700円
16	20,000円	5,701円 ~ 6,000円

(備考) 21,000円以上の寄附金額にあつては、区分16に準じて設定する額とする。

別表 2

区分	寄附金額	電子ポイント
1	5,000円	1,500ポイント
2	10,000円	3,000ポイント
3	20,000円	6,000ポイント
4	30,000円	9,000ポイント
5	40,000円	12,000ポイント
6	50,000円	15,000ポイント